

松阪市

令和6年度松阪市木造住宅建築促進事業

1. 補助対象者 「大工・工務店」・「建築士」・「建築主」

○市外の大工・工務店、建築士、建築主も交付対象です。

2. 交付棟数 115棟

3. 交付要件

○延床面積60m²以上の新築住宅

○構造材全量の80%以上(m³)松阪の木を使用する住宅

▽松阪の木とは、市内産原木を市内の市場等から調達し市内の製材工場で加工した製品です。

▽構造材は、土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、筋交、梁、桁、束、棟木、母屋、垂木とし松阪の木が全量の80%に満たない場合、桝材、フローリング材、羽目板、外部デッキ材も含め、80%以上となれば補助対象とします。

(但し補助金は、松阪の木の構造材数量を対象とします。)

4. 補助金交付額

【建設地／市内】

交付先	補助金交付額	
「大工・工務店」	松阪の木構造材 1m ³ あたり	10,000 円/m ³
「建築士」	〃	10,000 円/m ³
「建築主」	〃	10,000 円/m ³
「大工・工務店」「建築士」が同一の場合	〃	15,000 円/m ³

【建設地／市外】

交付先	補助金交付額	
「大工・工務店」	松阪の木構造材 1m ³ あたり	8,000 円/m ³
「建築士」	〃	8,000 円/m ³
「建築主」	〃	5,000 円/m ³
「大工・工務店」「建築士」が同一の場合	〃	12,000 円/m ³

※補助金額（構造材数量上限なし。小数点第二位切り捨てとする。）

5. 申請・お問い合わせ先

松阪市林業支援センター (松阪市木の郷町1番地)
Tel0598-60-2120 fax0598-29-1710

大工・工務店



建築士



建築主



顔の見える松阪の家づくり推進協議会

松阪の木利用推進事業補助金

1. 補助対象者

▽「建築主」

2. 募集棟数

▽40棟

3. 住宅要件

▽松阪の木を使用した住宅で、「大工・工務店」「建築士」の両方、又はいずれかが市内事業者であること。

▽延床面積60m²以上の新築木造住宅で、構造材の80%以上(m³数量)が「松阪の木」を使用。

▽松阪の木 → 市内の市場等から調達した原木を松阪地区木材協同組合員の製材工場で加工した製品

▽補助対象構造材→ 土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、筋交、梁、桁、束、棟木、母屋、垂木

※上記構造材で80%に満たない場合、桝材、フローリング材、羽目板、外部デッキ材も含め、80%以上となれば補助対象。

4. 補助金額

補助対象	建設地	補助単価
建築主	市内	1棟あたり 200,000 円
	市外	1棟あたり 150,000 円

5. 申請・お問い合わせ先

▽顔の見える松阪の家づくり推進協議会事務局

(松阪地区木材協同組合スマッキー／松阪市木の郷町18番地)

☎0598-60-2222

建築主

